

きん 議会だより こう



発行：錦江町議会

編集：議会報編集委員会

〒893-2392

鹿児島県肝属郡錦江町城元 963番地

☎(0994) 22-3045 (直通)

2019年 No.58

5月臨時会・6月定例会

私は誰でしょう??

Pick UP

新しい議会構成が決まりました

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



5月臨時会

2ページ

新しい議会構成

3ページ



6月定例会

4～7ページ

一般質問

8～13ページ

※答えは3ページへ

5月臨時会

令和元年第1回臨時会は、5月10日の1日間で、専決処分承認(補正予算3件、条例改正2件)、契約2件を審議しました。
また、常任委員・議会運営委員が選任されました。

専決処分を承認

後期高齢者医療事業

特別会計補正予算(第2号)

後期高齢者医療保険料の増額による、後期高齢者医療広域連合納付金の増額35万3千円です。

国民健康保険事業

特別会計補正予算(第3号)

主なものは、
一般被保険者の療養給付費 3945万6千円の減
高額療養費 1126万9千円の減
等です。

一般会計補正予算(第14号)

主なものは、
町有施設整備基金元金積立 8991万2千円
ふるさと納税基金元金積立 887万円
荒茶加工場整備積立基金 256万4千円
等です。

個人町民税の単身児童扶養者の非課税所得額の追加等改正がありました

個人町民税の単身児童扶養者の非課税所得額、住宅借入等特別控除期間、軽自動車税種別割及び環境性能割の税率等が整理されました。

国民健康保険税の課税限度額等が変わりました

国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険税条例を次のように改正しました。

58万↓61万

○軽減対象世帯の所得基準

	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 (33万円)	変更なし
5割軽減基準額	基礎控除額 + 27.5万円 × 被保険者数 (33万円)	27.5万円 → 28万円
2割軽減基準額	基礎控除額 + 50万円 × 被保険者数 (33万円)	50万円 → 51万円

契約

川原分団消防ポンプ車の購入契約を締結しました

契約の方法
指名競争入札
契約の相手方
鹿兒島森田ポンプ株式会社
代表取締役 尾曲 昭二
契約金額 2268万円

中央公民館解体工事請負契約を締結しました

契約の方法
条件付き一般競争入札
(事前審査型)
契約の相手方
株式会社 三共建設
代表取締役 中島 照雄
契約金額 7602万1千2百円



新しい議会構成

常任委員会の任期は、錦江町議会委員会条例の規定により2年間と定められており、平成31年4月25日で任期満了となったため、総務厚生・文教産業常任委員会の委員選任を行ない、正副委員長を決めました。

また、議会運営委員会と議会報編集委員会の委員も選任し、正副委員長を決めました。各委員会の構成は、以下のとおりです。

総務厚生常任委員会

《主な所管事項》

- 総務、財政、企画、会計に関する事務
- 住民、税務、選挙、監査に関する事務
- 消防、交通に関する事務

- 社会福祉に関する事務
- 保健衛生に関する事務
- 国民健康保険、高齢者医療、介護保険に関する事務
- その他、他の常任委員会に属さない事務



委員長
池田 行徳 ⑧



副委員長
川越 裕子 ⑦



委員
馬込 守 ②



委員
右田 正 ③



委員
浪瀬 亮祐 ⑪



委員
厚ヶ瀬 博文 ⑫

文教産業常任委員会

《主な所管事項》

- 学校教育、社会教育に関する事務
- 農業、林業、漁業に関する事務
- 土木及び土地改良に関する事務

- 商工、観光に関する事務
- 町有住宅に関する事務
- 簡易水道及び農業集落排水に関する事務
- 都市計画及び開発に関する事務



委員長
菅原 政夫 ⑥



副委員長
池迫 重利 ⑨



委員
水口 孝俊 ①



委員
中野 徳義 ④



委員
小吉 昭弘 ⑤



委員
染川 金治 ⑩

※上記の氏名の後ろの番号は
表紙のクイズの番号（答え）
です。
(議席番号ではありません。)

委員長 池迫 重利
副委員長 厚ヶ瀬 博文
委員 菅原 政夫
委員 川越 裕子
委員 池田 行徳

議会報編集委員会
議会報を発行し、また、
より充実したものをつく
るために、常任委員会とは
別に置かれる委員会です。

委員長 川越 裕子
副委員長 池迫 重利
委員 馬込 守
委員 菅原 政夫
委員 池田 行徳

議会運営委員会
円滑で効率的な議会運
営を図るために、常任委員
会とは別に置かれる委員
会です。



6月定例会

令和元年第2回定例会は、6月14日から25日までの12日間の会期で開催しました。今定例会では、補正予算1件、条例制定1件、条例改正6件、陳情1件等を審議しました。また、6名の議員が日曜議会で一般質問しました。

条例

選挙長等の報酬が引き上げられました

参議院通常選挙のある年の定例改正として、物価の変動等を踏まえ、7つの区分で報酬が引き上げられました。

第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料が引き下げられました

消費税の引き上げに伴い、平成31年度から令和2年度まで第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料が引き下げられます。詳しくは、保健福祉課までお問い合わせください。

	改正前	改正後
第1段階	33,480円	27,900円
第2段階	55,800円	46,500円
第3段階	55,800円	53,940円

森林環境譲与税基金条例が制定されました

森林環境譲与税の創設に伴い、譲与税を基金として積立て、適切に管理し運営するための制定です。

素牛導入のための貸付限度額が引き上げられました

肉用牛農家の経営基盤強化及び規模拡大のために貸付限度額が次のようになりました。

○妊娠牛 60万→**80万円**
○育成牛 50万→**70万円**

過疎地域自立促進計画が変更されました

平成28年度から令和2年度までの計画期間である過疎地域自立促進計画に、「田代地区農畜産物加工センター真空包装器購入等」や「宿利原地区のネットワーク圏形成事業」、「木質バイオマス発電・熱供給施設導入」を追加しました。

辺地に係る総合整備計画を作りました

池田地区に高速通信インターネット網を整備するために、大久保辺地、半ケ石辺地、川南辺地に係る総合計画を策定しました。

これにより、町内の幹線については高速通信インターネット網が整備されました。

半島振興対策実施地域産業開発促進条例が制定されました

半島振興法において定められている固定資産税の不均一課税の措置を受けられる業種等に、IT関連産業や農林水産物関連産業、旅館業等が追加され、法律との整合性を図るためです。

体育施設条例から中央公民館体育館を削除し、整理しました

中央公民館体育館が総合交流センター内に移管されたことに伴い、使用料等に関する事項から中央公民館体育館を削除し、整理しました。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました

食事の自園提供の猶予期間及び連携施設の確保を不要とする期間が5年から10年に延長されました。

木質バイオマス施設整備事業2億922万3千円など可決

一般会計の補正予算を原案のとおり可決しました。主なものは、次のようなものです。

一般会計

コミュニティ事業補助金	360万円
瀬戸山自治会	220万円
宿利原自治会	140万円

プレミアム付き商品券事業費補助金	1,440万円
低所得者・子育て世帯(0~2歳児)が対象 対象予定者2,880人×5,000円	

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	595万2千円
宿利原地区公民館	

WEB遠隔授業委託	686万円
インターネットを使った公営塾の開設	

過疎地域自立活性化推進事業	1,081万円
産業動向分析等調査業務委託	200万円
PR動画等製作業務委託	330万円
食交流イベント委託料	140万円
加工センター用備品	274万円
その他	137万円



インターネットを通じて遠隔授業を受ける生徒たち

木質バイオマス施設整備事業	2億922万3千円
工事請負費	

総合運動公園施設バリアフリー整備事業 (トイレ改修)	2,046万円
実施設計等業務委託料	306万3千円
工事請負費	1,739万7千円



木質バイオマス発電施設は田代支所敷地内に建設予定です
(写真は群馬県川場村の施設です)

議案に対する各議員の賛否状況

令和元年第1回 臨時会（5月議会）

議案番号	案 件 名	賛否の結果										
		厚 ヶ 瀬	浪 瀬	染 川	池 迫	池 田	川 越	笹 原	小 吉	中 野	馬 込	右 田
承認第1号	専決した事件の承認（平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号））	簡易表決で可決										
承認第2号	専決した事件の承認（平成30年度錦江町一般会計補正予算（第14号））	簡易表決で可決										
承認第3号	専決した事件の承認（平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））	簡易表決で可決										
承認第4号	専決した事件の承認（錦江町税条例等の一部を改正する条例）	簡易表決で可決										
承認第5号	専決した事件の承認（錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	簡易表決で可決										
議案第36号	平成31年度消防ポンプ車購入契約の締結	簡易表決で可決										
議案第37号	平成31年度錦江町中央公民館解体工事請負契約の締結	簡易表決で可決										

令和元年第2回 定例会（6月議会）

議案番号	案 件 名	賛否の結果										
		厚 ヶ 瀬	浪 瀬	染 川	池 迫	池 田	川 越	笹 原	小 吉	中 野	馬 込	右 田
議案第38号	令和元年度錦江町一般会計補正予算（第1号）	簡易表決で可決										
議案第39号	錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	簡易表決で可決										
議案第40号	錦江町介護保険条例の一部を改正する条例	簡易表決で可決										
議案第41号	錦江町森林環境譲与税基金条例	簡易表決で可決										
議案第42号	錦江町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例	簡易表決で可決										
議案第43号	過疎地域自立促進計画の変更	簡易表決で可決										
議案第44号	辺地に係る総合整備計画の策定	簡易表決で可決										
議案第45号	錦江町半島振興対策実施地域産業開発促進条例	簡易表決で可決										
議案第46号	錦江町体育施設条例の一部を改正する条例	簡易表決で可決										
議案第47号	錦江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	簡易表決で可決										
陳情書第6号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請	簡易表決で可決										
発委第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書	簡易表決で可決										

※簡易表決とは、あらかじめ議員全員の賛成が見込まれる場合に、議長が賛成者の起立を求めず、「異議ありませんか」と諮ることにより賛否を問う採決方法です。

※議長には、表決権がありません。

各種団体の皆様、 議会議員と意見交換をされませんか。

錦江町議会では、町民の皆さんがもっている課題など幅広く意見をうかがって、その対策を町政などに反映させていくために、意見交換会を開催するように、議会基本条例で決めました。希望される団体等がありましたら、議会事務局へ申込用紙が準備してありますので、直接申し込むか、若しくはメールで申し込んで下さい。なお、自治会若しくは町内の団体に限りませんので、個人では申し込むことはできません。

[Eメールアドレス：gikan-h@town.kinko.lg.jp]

あなたの陳情を審査

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請

内容

1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。
3. 離島・山間部が多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。



採択とし、内閣総理大臣などに意見書を提出

採択の理由

子どもたちへのきめ細やかな指導を行なう観点から、教職員の定数の改善は必要であり、地域の財政事情により格差のある教育条件は、好ましくありません。教育の機会均等を保障するために、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けた取り組みが必要と考えます。

請願・陳情の仕方

町政等についての要望等を請願書や陳情書として、どなたでも議会に提出することができます。

(作成について)

- 左記は、陳情書の様式になります。
- 請願書については、紹介議員の署名、記名押印が必要です。この場合には、「(件名)〇〇〇〇についての陳情書」の部分を請願書として作成してください。
- 陳情者の住所、氏名、押印は必須です。
- 法人の場合には、所在地、その名称及び代表者の氏名を記載し押印してください。
- 陳情者が複数の場合は、その代表者を明記してください。
- 陳情者の住所、氏名は一般に公開されます。
- 陳情者は、1件ごとにその趣旨を簡明に記載してください。また、必要によっては地図や写真等を添付してください。

(提出について)

- 陳情書は、議会事務局に提出してください。原則、受付日以降に開会される定例会で審議されます。
 - 定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)です。
- ※ご不明な点は議会事務局へお問い合わせください。

(☎22-3045)

(陳情書の様式)

〇年〇月〇日
錦江町議会
議長 〇〇〇〇 様
(陳情者) 住所
氏名 (印)
電話番号
(件名) 〇〇〇〇についての陳情書
【趣旨】

「こころ」が聞きたい

Q & A

一般質問

6月定例会では、6名の議員より一般質問が行なわれました。

※質問及び答弁については、要旨を掲載しております。



池迫 重利 議員

海砂採取

海砂採取の停止に向け利害関係者と協議を行なう考えは

町長

採取を停止することを目的とした協議会の設置は厳しい
県へ調査又は検討の依頼をしていきたい

Q 神川海岸の砂浜の浸食が懸念されることから、地域住民から知事との車座対談の中で海砂採取の停止を求める要望が出された経緯があるが、これをも考えるか。

A 町長 海砂採取の停止要望は以前より神川地区公民館の総会時に議論された経緯もある。採取量は近年3万m³から2万m³に推移している。平成30年度は14200m³であった。海砂採取の停止を県に求めるこ

とは現在考えていない。
Q 錦江町又は大根占町時代にこの海岸から採取した量は。
A 町長 累計は取っていないが、昭和60年前後



45年前の神川海岸です

の県からの許可量は30万m³を上回ったと思われる。

Q 神川地区公民館は毎年1万m³ずつの削減を要望した。今後の採取量はどれくらいか。又、採取をするにあたり神川地区公民館でも同意書を提出するが、他にどのような団体等があるのか。

A 町長 本年度の許可予定量は53000m³。28年度は73000m³、29年度は65000m³、30年度は57000m³と毎年1万ずつとはなっていないが減少傾向にある。神川地区公民館の意見に町の意見を付して県公共事業等骨材調達協議会に意見を提出している。

Q 城元地区との意見交換会の中で、昔と比べてテトラポットの高さが低くなり、台風襲来時に波が住宅に掛かるといふ被害があ

るとの意見が出された。海砂採取に起因するのではとの意見も出された。町として調査の考えはないか。

A 町長 海砂採取は神川地区公民館総会の中でも検討委員会を立ち上げ、多方面の方の意見や大学等専門家の協力を得て調査検討するということだったため、町独自で調査をすることは考えていない。

Q 海砂採取の原因は神川だけで城元地区には関係ないというような答弁にも捉えたのだが。

A 町長 神川沖で採るのが城元海岸に全然影響がないということではない。

Q 影絵をバックに開聞岳に沈む夕日は日本一と町民一人ひとりが自慢できる、また町にとって重要な観光地である。半世紀以上



夕日と影絵がつくる風景は町の貴重な観光地となっています



川越 裕子 議員

地域医療

肝属郡医師会立病院の提案について
の今後の方針は

町長 将来必要な病院の規模、診療など今後のシンポジウムを踏まえて今年度中にある程度の方向性を示したい

Q 本町は超少子高齢化・人口減の真つ口中にある。本町の医療機関は4個人病院と肝属郡医師会立病院がある。今後の医療に不安を持つ。個人病院や医師会立病院では後継者・医師不足の状態にある。これらの現状と対策についてどう考えるか。

A **町長** 本町一人あたりの医療費は増加傾向にあり財政的に年々厳しい傾向にある。少子高齢化により社会保障費が枯渇し、医療制度が崩壊の危機に直面すると国が危機感を表明している。本町医療の中核を担う肝属郡医師会立病院は医師確保が深刻な問題である。町内の開業医の廃業や入院病床の廃止などにより、将

来的な医療体制に不安を抱く。独居老人、老老介護、認知症高齢者の見守りが重要な課題である。又、労働力や担い手不足による医療体制の確保が特に重要な課題である。
Q 宿利原や池田のへき地診療所を充実させる考えはないか。
A **町長** 利用者をいかに運ぶか、地域の輸送に関する事が今後の課題である。

Q 30年1月22日付で「肝属郡医師会立病院移転・建て替えに関する要望書」が提出された。本町では7会場でタウンミーティングを実施。12月8日に錦江町・南大隅町の住民が参加する病院施設見学ツアー、意見交換会を開催

した。新築・移転となると財政面では国・県の補助金が見込めるものなのか。公設民営の病院を指定管理又は委託という要望では町の負担が大きくなるのでは。
A **町長** 国・県からの補助金、基金利用は非常に厳しい。将来必要な病院の規模、診療科目など今後のシンポジウムを踏まえて今年度中にある程度の方向性を示したい。

Q 建て替えるではなく長寿命化して使うことはできないか。
A **町長** 長寿命化は選択肢から外そうと考えている。

Q 病院の内容・規模を検討していきながら新しい場所に病院を建て替えるかもしれないという未来像か。
A **町長** 今後の協議で、そういう選択肢も出てくる。

Q 文部科学省が携帯電話やスマートフォンへの持ち込みにおける緩和を示した。地震や豪雨等の災害時に長時間子どもと連絡が取れずに非常に困ったという意見が多かったのが理由である。どの位の子どもが携帯やスマホを保有し、どのような使い方をしているのか。
A **教育長** 所持率は小学校の9月と比較して大幅に増加。共有スマホと合わせて小学校は6割、中学校は8割の児童生徒がスマホを自由に利用できる状況下にある。



7月12日、情報モラル講演会が開催されました

教育行政

携帯電話やスマートフォンの学校への持ち込みが緩和されたことについて
PTAや関係機関と検討がなされたか

町長 使用法や管理方法についてPTAや役員会等で協議を行ない、例外的に持ち込みを許可することになった

徒がルールを設定。保護者は9割と回答。保護者の感じているものと子どもの感じているところに今後の課題があると捉える。

Q 子どもと学校、教育委員会、他の関係機関とスマホに関する協議がこれまで行なわれたか。
A **教育長** この通知が出された際、使用法や学校での管理方法についてPTA役員会等で協議を行ない例外的に持ち込みを許可することになった。持ち込み理由・管理方法・緊急時の対応等を含めた申請書が作成された。

Q 便利さの裏にはいろいろな問題が潜んでいることを認識するために、健康安全面から講師を招いて頂く機会を今後捉えていただきたい。

ファイリングの設定状況は小学校56%、中学校76%の児童生徒が分からない又は設定していないと回答。家庭でのルール設定は小中学校で約8割の児童生



池田 行徳 議員

防風林対策

防風林を県と協議して害虫に強い樹木の選定は考えられないか

町長 松でなくても、その場の環境・状況に応じて効果がある樹木があれば選定することも可能である

Q 防風林の松枯れ対策について、防風、防砂、防潮林としての松林の中に枯れ木が見受けられるが、現状をどう捉えているか。

A 町長 何らかの原因で枯れたものと捉えており、必要に応じて処理していきたい。

Q 数年か10年おきに補植などを考えるはないか。

A 町長 補助事業を活用しながら、風が極端に通るようなところは計画的に補植をしていきたい。

Q 県と協議して「松くい虫」などの害虫に



防風林の松枯れは風や潮を防ぐ力が弱まることに繋がります

強い樹木の選定は考えられないか。

A 町長 松でなくても、その場の環境・状況に応じて効果がある樹木があれば選定することも可能である。

火災対策

消火栓の拡充の必要性をどう考えるか

町長 自治会からの要望があれば現地確認を行ない検討する

Q 防火水槽の確保は十分か。消火栓の地上式への進捗状況はどの様になっているか。消火栓の拡充の必要性をどう考えるか。

A 町長 整備状況は、町内に40トン以上の防火水槽が161箇所、消火栓が241箇所設置しており、消水利の整備は概ね出来ている状況である。大根占地区の消火栓の地上式への改修及び新設は本年度当初が45・7%。今後5〜6基のペースで改修の計画を予定している。消火栓の拡充は自治会からの要望があれば現地確認を行ない検討する。

Q タンク車が侵入できない住宅街の地区に対して十分な対応ができて

いるか。

A 町長 自動車ポンプを火災現場付近に配備して、小型ポンプと連結させて消火活動を行なうことが有効な方法だと考えている。

Q 自然水利の活用・周知は十分になされているか。

A 町長 用排水路や河川を使用するケースが主。各分団で各種訓練を通じて確認・共有している。

Q 消防団と自主防災組織との連携の状況はどのようになっているか。

A 町長 本町は全89自治会に組織されている。日頃から火災を始めとする災害に備えた様々な取り組みや訓練等の活動をしている自主防災組織は全体

の4分の1程度。自治会で消火訓練を実施する際に消防団員を中心に訓練している。

Q 夜間における防災行政無線の緊急放送に少し不備があるのではないかと。休日や夜間の災害時における防災行政無線での連絡体制はどのようになっているのか。

A 町長 火災現場の確認、管轄分団の確認後、防災無線による緊急放送をする流れである。守衛体制について再度役場の方でも注意・指導をする。



地上式消火栓の拡充が望まれます



菅原 政夫 議員

防風林対策

甘藷の病害に對するバイオ苗の購入補助は考えられないか

町長

原因を正確に追及して専門的な知見も取り込みながら担当課・産業振興課を窓口にして、検討を進めたい

Q 錦江町では40戸数程の方々が現在甘藷を耕作されている。耕作面積は合計170町歩程度である。農業や地区・町の活性化に繋がっていると考えるが、近年新しい病害が発生しており、減収が大変心配される。今年は苗床にも3月初めより病害が発生した関係で苗が不足しており、植え付けが遅れたり、植え付けが出来ずに減反をされた方も一部ある。今年のハウスの病気は基腐病の関係ではないかと思う。種芋を利用したハウスの被害が多い。バイオ苗を挿して床を広げたところには病気は出



甘藷の病気の原因は苗か？それとも土壌か？

なかつた。宿利原でも1軒バイオ苗をしている方がいる。これだけの面積で広げればもう死活問題になっていく。今、町にしたい年度にきたい対策として来年度に向けての苗床のことでバイオ苗の対策は考えられないか。



バイオ苗を利用した苗床です

A 町長 非常に厄介な病気のような。本町の重要な基幹作物である甘藷への緊急的な補助について対策を打つべきではないかと考える。原因を正確に追及しないと対処方法はどれが一番良いのか分からない。難病というのは我々も認識している。専門的な知見も取り込みながら担当課・産業振興課を窓口にして、検討を進めたい。
A 産業振興課長 苗の補助が最も効果があるのか、又は土壌残渣の処理の方が効果があるのか産業振興課としてもこれは大きな基幹産業なので、この病気は是非止めて甘藷栽培農家の所得維持を図りたいと思う。

9月定例会は本庁で開催！

傍聴してみませんか

9月定例会の会期は、
9月10日から27日
一般質問は、9月11日(水)の予定です。
役場本庁3階の議場へ
傍聴においでください。





浪瀬 亮祐 議員

災害対策

太陽光発電設置場所の流末の危険場所における安全のための手立ては

町長

直接指導・助言ができないので、対応ハンドブックに基づき現状を把握した上で県に相談する

Q 最近、太陽光発電の設置が多く見受けら

れ、今後も工事予定のところがあると聞く。降った雨がすべて周辺農地や施設の下にある川や山に流れ込んでいる状況である。これからの雨による災害時期を控えて災害に繋がらないか心配である。町として太陽光発電施設の設定場所・設置数をどのように把握しているか。

A 町長

神川地区に10箇所、城元地区に10箇所、馬場地区に18箇所、田代麓地区に14箇所、田代川原地区に6箇所、合計58箇所設置されている。パネ



災害発生時は流末が一気に押し寄せる危険性があります

ル面積が65、237㎡。パネル面積の2、3倍は敷地面積が必要である。

Q 問題は太陽光発電施設の設定場所の流末の危険場所である。安心・安全の町づくりをつくるという一環で何か手立てはないか。どういった風に考えているか。

問題は太陽光発電施設の設定場所の流末の危険場所である。安心・安全の町づくりをつくるという一環で何か手立てはないか。どういった風に考えているか。

A 町長

直接指導・助言というのができないので、「再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブック」に基づき、現状を把握

役場組織

町長が目指す役場組織のあり方とは

町長

組織としては指揮命令が明確になっていることが一番大事であるが、職員自らの提案を行政に反映させることも大事である

Q 役場組織のあり方や職員のやる気を引き出す方法について町長に伺う。生産性の高い組織のあり方として「トヨタ生産方式」「トヨタ式」が引き合いに出されることが多い。「トヨタ式」は日々の業務のあり方を常に見直しながら仕事を進めていく「改善運動」が行なわれている。町長が目指す役場組織のあり方について具体的に教えてください。

役場組織のあり方や職員のやる気を引き出す方法について町長に伺う。生産性の高い組織のあり方として「トヨタ生産方式」「トヨタ式」が引き合いに出されることが多い。「トヨタ式」は日々の業務のあり方を常に見直しながら仕事を進めていく「改善運動」が行なわれている。町長が目指す役場組織のあり方について具体的に教えてください。

A 町長

組織としては指揮命令が明確になっていることが一番大事ではないかと思う。上司から部下職員へ指示を出して業務を遂行することである。だが、上位下達の命令だけでなく職員自らの提案を行政に反映させることももちろん大事である。

Q 町長が就任以来、管理職の人事異動が多いように感じる。人事権は町長の専権事項であることは十分理解しているが、1年にも満たない管理職の異動や退職まで1年しかない管理職の人事異動について、本当にこれが町政の発展のために必要なものなのか。

A 町長

管理職についてはそれぞれの職員の職歴又は人事評価等に基づいて現在まで任用されてきている。「適材適所」を基本に行なっている。



職員人材育成研修の報告会の様子です



小吉 昭弘 議員

豪雨対策

集中豪雨による被害が起きる前に危険予知の机上訓練を実施する考えは

町長 机上訓練は津波防災訓練を梅雨期及び台風シーズン終了後の11月に実施予定である

Q 集中豪雨の防災対策について、豪雨による神ノ川の堤防の決壊、中小河川の氾濫、土石流危険流域の崩壊等災害が起る前に危険予知の机上訓練の実施、地域住民への防災講習会、避難訓練の実施等は考えられないか。

A **町長** 机上訓練実施は、津波防災訓練を梅雨期及び台風シーズン終了後の11月に実施予定。住民に対する防災教育については、まちづくり町民講座において出水期を前にした自助・共助の重要性、警戒レベルと避難勧告の関係及び迅速な避難行動の重要性について防災専門監による講話を実施した。

Q 神川新町付近が堤防決壊した場合、大変な被害に

Q 最終避難をする場合、高台より小学校の2・3階に避難された方が良いのではと個人的に思う。小学校に最低限水などの備蓄があるのか。

A **町長** 備蓄品・食料品は現在、田代支所と本庁舎にある。



上之宇都自治会での消火訓練の様子です

自主防災

平成29・30年度に防火訓練を行った自治会はどれだけあったか

町長 29年度は24自治会、30年度は23自治会であった

Q 自主防災組織による水出し訓練の実施要請について、初期消火は住民の力が不可欠であり、各自治会における防火訓練は重要である。平成29・30年度に訓練を実施した自治会はどれだけあったのか。

A **町長** 29年度は91自治会中24自治会、30年度は90自治会中23自治会が実施しており、実施率は約25～26%。

Q 自分たちの命は自分たちで守るため、幹部会等で、もう少し自主防災組織の後押しをしたらどうかと思う。

景観保全

本町では今後どのような道路の景観保全を考えているのか

町長 今年度は芽が若い内の除草剤散布を行なうことを視野に入れ、昨年度を参考に一部実施の方法を変更しようと思う

Q 国道269号線皆倉山ノ口までの道路脇の除草、環境整備について。錦江町に入った瞬間、道路脇は雑草が生い茂り、植樹等のツツジも見えない程荒廃して「なんぐくの玄関口」としてとても見苦しい。長島町

では先進的に美化に取り組み、景観を保たれていると聞くが、本町では今後どのような道路の景観保全を考えているのか。

A **町長** 昨年はお盆前に1回、正月前に1回の合計2回除草作業を実施した。今年

度は芽が若い内の除草剤散布も視野に入れ、一部実施の方法を変更しようと思う。県から「地域振興局管内の郡内造園業者に適正な管理をお願いし、景観保全に努める」という回答があった。

Q 植樹帯は権限移譲できないのか。

A **副町長** 長島町は県の委託費から実際かかった経費を引いて町の持ち出しが数百万円発生しているという状況。今後検討が必要である。

A **町長** 来年度は自転車ロードレースの国体の本大会もあるため、町の景観はもう少し積極的に取り組まなければならない。振興局と協議を進めたい。来年国体が終わった後も永続的に維持管理できるように、町内の有志の団体に一部委託するなどの方法を早急に検討したい。

Q 佐多岬のリニューアルオープンや雄川の滝、本町では花瀬公園、神川大滝など県外などの入り込み客が来たときに一番にイメージ的に受けるのはそこだと思う。是非環境美化に取り組んでほしい。

議会報告会への参加、 ありがとうございます。

議会報告会を7月8日から10日にかけて町内6会場で開催しました。暑いなか多くの町民の方にお集まりいただき、心からお礼申し上げます。

報告会では、議会活動の報告のあと、意見交換会を行いました。

皆様からお聞きしました意見、要望等につきましては、検討会を開催し、詳しくは次回の議会だよりでお伝えします。

ご多忙中にも関わらず、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。



城元・馬場地区は総合交流センターで開催しました

右田 正 議員ご逝去のお知らせ

右田 正議員（70歳）が7月29日にご逝去されました。旧田代町から錦江町にかけて8期28年という長きにわたり務められ、その間、副議長、議会運営委員長などの要職を歴任され、町政発展に多大な貢献をされました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

表紙をウォッチ



6月7日に「目からウロコのまちづくり」をテーマに講演頂いた計画研究所の今泉代表の協力で、6月19日から20日の2日間、本庁・支所で東京在住のまんが家高瀬 斉先生に似顔絵を描いていただきました。

第2次総合振興計画（全面改訂版）の策定に当たり、役場職員・議員全員の笑顔あふれる似顔絵で町や役場のイメージアップに取り組みます。（写真は今泉代表によるワークショップの様子）



議会報編集委員会

毎日暑い日が続いていますがいかがお過ごしでしょうか。

7月8日から10日までの3日間、議会報告会を開催しました。

道路・医療・交通・集落水道・水害等それぞれの地域が抱えている問題の現状や要望が議題となり、和やかな雰囲気の中にも緊張感のある意見交換ができました。

皆様から頂いた要望等を委員会で審議して町や県にもしっかりと繋いで問題解決に取り組み、住みよい町づくりに励んでいきます。公民館長や自治会長の協力を頂き多くの方に参加していただいたことに感謝いたします。

改選後、2年が経過して議会報編集委員会の委員も変わりました。

今後2年間このメンバーで活動して読みや

すく理解しやすい紙面づくりに努めていきますので、宜しくお願いします。

また、広報モニターを皆様にお願ひできないかなと思っています。

日頃思っている事を一言投稿頂けたらと考えていますので、その際は宜しくお願いします。まだまだ暑い日が続きます。健康管理に十分ご留意されお過ごしください。

◆議会報編集委員会

委員長 池迫 重利

副委員長 厚ヶ瀬博文

委員 笹原 政夫・川越 裕子

池田 行徳

編集 後記

編集委員長
池迫 重利